

障がいのある人へのサービス

障がい福祉サービス

ほうもんけい

〈訪問系サービス〉

- 居宅介護 ●重度訪問介護 ●同行援護 ●行動援護 ●重度障害者等包括支援

にっちゅうかつどうけい

〈日中活動系サービス〉

- 生活介護 ●自立訓練（機能訓練・生活訓練） ●就労移行支援 ●短期入所
- 就労継続支援（A型・B型） ●就労定着支援 ●宿泊型自立訓練 ●療養介護

きょじゅうけい

〈居住系サービス〉

- 自立生活援助 ●共同生活援助 ●施設入所支援

そだんしえん

〈相談支援〉

- 計画相談支援 ●地域移行支援 ●地域定着支援

障がい児への支援

- 児童発達支援 ●放課後等デイサービス ●障害児相談支援
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

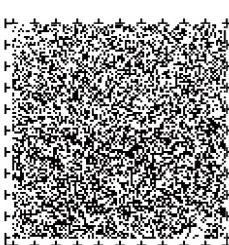
地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発事業 ●自発的活動支援事業 ●相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業 ●意思疎通支援事業 ●日常生活用具給付事業
- 手話奉仕員養成研修事業 ●移動支援事業 ●地域活動支援センター事業
- 日中一時支援事業 ●福祉ホーム事業 ●訪問入浴サービス事業 ●社会参加促進事業

こうかしだい じょう しゃきほんけいかくちゅうかんみなお だい きょう しゃふくしけいかく
甲賀市第3次障がい者基本計画（中間見直し）・第7期障がい者福祉計画。
だい きょう じふくしけいかく がいようばん れいわ ねん ねん がつはつこう
第7期障がい者福祉計画【概要版】 令和6年（2024年）3月発行



けいかくほんべんにじげん
計画本編二次元コード



こうかし しょう ふくしか
甲賀市 障がい福祉課

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

電話番号：0748-69-2161 FAX：0748-63-4085

E-mail：kokai0253800@city.koka.lg.jp

ホームページ：<http://www.city.koka.lg.jp/>

こうかし だい じょう しゃきほんけいかく ちゅうかんみなお
甲賀市第3次障がい者基本計画（中間見直し）

だい きょう ふくしけいかく だい きょう じふくしけいかく
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

障がい者のための 安心・交流・生きがいプラン

概要版

みんなでつながり 支えあう

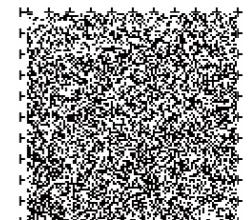
あんしん こうりゅう い かん こうか
安心・交流・生きがいとしあわせを感じるまち あい甲賀



れいわ ねん ねん がつ
令和6年（2024年）3月

こうかし
甲賀市

このコードは、Uni-Voice（ユニボイス）で、スマートフォン等にアプリをインストールし、
かざすだけで読み上げが可能です。視覚に障がいのある人や目の不自由な高齢者など、だ
れにでもやさしいツールです。



1 計画策定の趣旨

近年、我が国においては、少子高齢化や地域のつながりの希薄化による地域コミュニティの衰退といった課題や、人々の生活様式の多様化等、生活環境の変化や人々が抱える課題が複雑化する等、障がいのある人を取り巻く環境も大きく変化しています。

前計画の期間が終了するにあたり、これまでの取り組み成果や課題を明確にし、障がいのある人の現状や国の障害者施策を踏まえ、「甲賀市第3次障がい者基本計画（中間見直し）」「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

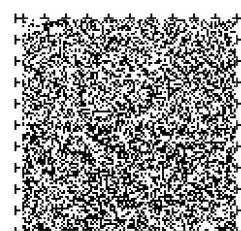
2 計画の期間

甲賀市第3次障がい者基本計画は、令和3年（2021年）度から令和8年（2026年）度までの6年間を、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画は、令和6年（2024年）度から令和8年（2026年）度までの3年間を計画期間とします。

3 計画の基本理念

本計画においては、障がいの有無にかかわらず全ての市民が、お互いに人格と個性を尊重し、理解し合いながら、つながり支えあい、また、「障害の社会モデル」に立脚し、社会的障壁を取り除くことにより、全ての人がその有する力を十分に発揮することで、誰もが住み慣れたまちで、“安心”と“居場所”を感じられ、“役割”と“生きがい”をもって暮らし続けることができる社会の実現をめざして、以下のとおりの基本理念を定めます。

みんなでつながり 支えあう
安心・交流・生きがいとしあわせを感じるまち あい甲賀



4 障がい者基本計画の概要



誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる
障がいのある人への情報発信や、多様なニーズに応じた包括的相談支援体制の整備と、地域全体で支える重層的支援体制の構築を進めます。

施策の方向性

● 身近な地域で気軽に相談でき、本人の力や周囲の人の協力を解消に向けた行動をとることができる

計画期間中にめざす姿

● 生涯を通じ一貫した支援体制の構築や地域を支える相談支援体制の構築（重層的支援体制の整備）に取り組みます。

地域生活への支援やサービス

● 地域で暮らし続けるための福祉サービスの提供体制が整っている
● 地域や人々同士で支え合う仕組みや活動が支援されている

保健・医療

● 病気や障がいがあっても、「できること」は自分で行い、身近な地域で必要な医療や支援が受けられる

市民の取組

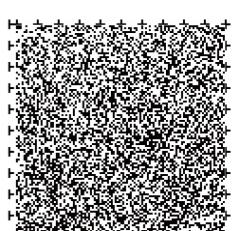
困っていると思われる
人には積極的に声をかけ、必要に応じ相談窓口
(P.9 参照)に案内しましょう。

地域の取組

地域活動等を通じて、日頃から適度な関わりを持ち、地域で見守りましょう。

事業所（福祉関連）の取組

障がいのある人が気軽に相談できる環境や、福祉サービスの充実に努めます。



きほんほうしん
基本方針
2

しょう 障がいのある子どもの学びと成長を支える

ちいき
地域でともに
まな
学ぶ

しょう そうきはっけん てきせつ しえん う かんきょう せいび き め し�んたいせい
障がいの早期発見から適切な支援を受けることができる環境の整備と、切れ目のない支援体制
こうちく すす
の構築を進めます。

し策の方向性

こどもの発達と
子育てへの多様
な支援

けいかく きかんちゅう すがた
計画期間中にめざす姿

●切れ目のない発達段階に応じた支援と保護者に対する支援体制が整っている

おも し策の方向性

●保護者が子育てや子どもの発達について学び相談できる場の充実に努めます。
●切れ目のない支援の仕組みを構築します。

がっこうきょういく
学校教育と
進路支援

●インクルーシブ教育の推進、及び個々の児童・生徒に必要な情報・学び・支援が切れ目なく提供されている

●一人ひとりの発達や障がい等の教育的ニーズに応じた多様な学びの場の確保と充実に努めます。
●個々のニーズに応じた進路実現のため計画的に進路支援を進めます。

し民 とりくみ
市民の取組

子どもの育ちでわからな
いことは気軽に相談しま
しょう。
様々な障がいについて理
解し、違いを認め合いま
しょう。

ちいき とりくみ
地域の取組

しょう りかい ふか
障がいの理解を深め、
違いを認め合って、地域
で見守り育てましょう。
誰もが参加しやすい地
域活動の実施に努めま
しょう。

じぎょうしょ ふくしかんれん とりくみ
事業所（福祉関連）の取組

サービス提供の質を維持・向上できるような研修や関係機関の連携を行います。

きほんほうしん
基本方針
3

い い はたら
生き生きと働くことができる

しゅろう きぼう ひと みずか のうりょく はっき はたら つづ
就労を希望する人が、自らの能力を発揮し、働き続けることができる環境づくりと、一人ひとり
の状況に応じた継続的な支援を進めます。

し策の方向性

こよう しゅうぎょう そくしん
雇用・就業の促進

けいかく きかんちゅう すがた
計画期間中にめざす姿

●障がいのある人が自らの働く場や多様な働き方を選択できる
●正しい理解と適切な配慮のある職場環境が整っている

おも し策の方向性

●企業や関係機関と連携し、継続的な就労支援に努めます。
●就労後の相談体制の充実を図ります。

しょくぎょうくんれん ば かくほ いっぽん
職業訓練機会と
福祉的就労環境

●障がい特性に応じた就労が確保され、障がいのある人の「働きたい」というニーズが満たされている

●就労訓練の場の確保や一般就労への移行を促進します。
●多様な就労や体験の場の確保に努めます。

し民 とりくみ
市民の取組

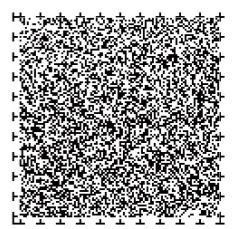
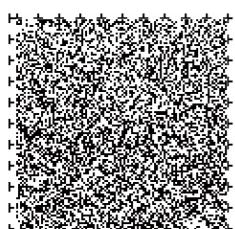
しょう しょ
障がいや障がいのある人を正しく理解し、合理的な配慮の提供に努めましょう。

ちいき とりくみ
地域の取組

だれ はたら しょくば
誰もが働きやすい職場環境と、障がい特性に応じた様々な働き方ができる場の提供に努めましょう。

じぎょうしょ ふくしかんれん とりくみ
事業所（福祉関連）の取組

きぎょう かんけいきかん れん
企業や関係機関との連携や、サービス提供の質の向上に努めます。



きほんほうしん
基本方針
4

しょう ひと じこじつげん しゃかいさんか
障がいのある人の自己実現と社会参加

ちいき
地域とともに
かつどう
活動する

しょう ひと じこじつげん しゃかいさんか そくしん はか
障がいのある人の自己実現や社会参加の促進を図るとともに、障がいのある人や障がいの特性
たい りかい ふか
に対する理解を深めます。

しきく ほこうせい
施策の方向性

しょうがい つう がく
生涯を通じた学
しゅう ぶんかげいじゅつかつ
習・文化芸術活
どう じょう しゃ
動・障がい者ス
しんこう
ポーツの振興

ちいきかつどう よか
地域活動や余暇
しん
への支援

けいかく きかんちゅう
計画期間中にめざす姿

●障がいのある人が学習・
ぶんかげいじゅつかつ
文化・芸術活動及びスポー
たいけん
ツを体験できる環境が整備
かれいよう せいび
されている

●障がいのある人が自ら積
きよくてき しゃかいさんか
極的に社会参加できるよう
に活動の場や配慮のある環
きょう せいび
境が整備されている

おも しきく ほうしん
主な施策の方針

●生涯を通じて学習・文化・芸
じゅつ がくしゅう ぶんか げい
術に親しみ活動に参加できるよ
う支援します。
●誰もが一緒に楽しめる障がい
しゃ ふきゅう つと
者スポーツの普及に努めます。

●当事者団体の活動を支援し、
たす あ きょうりょく きほん
助け合いと協力を基本にした仲
ま こうりゅう そくしん
間づくりや交流を促進します。
●ボランティア活動の推進に努
めます。

しみん とりくみ
市民の取組

しょう じょう ひと
障がいや障がいのある人
たい りかい ふか
に対する理解を深め、地域
ぎょうじゅう さんか
行事等に参加するなど、お
たが こうりゅう
互いに交流しましょう。

ちいき とりくみ
地域の取組

しょう あるなし かかる
障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に参加でき
だれ きがる さんか
る文化・スポーツイベント、
ちいきぎょうじ かいさい つと
地域行事等の開催に努めま
しよう。

じぎょうしょ ふくしかんれん とりくみ
事業所（福祉関連）の取組

ほんにん つよ りかい
本人の強みを理解し、
かつやく しえん
活躍できるような支援や
じょうほうはっしん おこな
情報発信を行うとともに、
ちいき ぎょうじゅう せつしきよくてき
地域行事等に積極的に参
か 加します。

きほんほうしん
基本方針
5

ふくし すいしん きょうせいしゃかい じつげん
福祉のまちを推進するための共生社会の実現

きょうせいしゃかい だれ ひとり と のこ しゃかい じつげん む さべつ かいしょう いしそつう しん
共生社会と、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、差別の解消や意思疎通の支援、バリア
すいしん ぼうさい ぼうはんたいさく すす
フリーの推進や防災・防犯対策を進めます。

しきく ほこうせい
施策の方向性

ふくし
福祉のまちづくり

さべつかいしょ
差別解消・
けんりょうご
権利擁護

じょうほう
情報アクセシビ
リティの推進

ぼうさい
防災・防犯等の
すいしん
推進

しみん とりくみ
市民の取組

たす ひつよう ひと たちば
助けが必要な人の立場に
こうどう
なって行動しましょう。
しょう ただ りかい
障がいを正しく理解し、
さべつ けいはつ
差別のない社会を築きま
しよう。
さいがい そな つと
災害への備えに努めま
しよう。

けいかく きかんちゅう すがた
計画期間中にめざす姿

●バリアフリーやユニバーサルデザインの認識・取り組み
にんしき とく
が浸透し、地域住民の参画と
しんとう ちいきじゅうみん さんかく
協働により、誰もが住みやす
きょうどう だれ す
いまちになっている

●不当な差別や虐待を受ける
な けんり ほしょう
ことが無く、権利が保障され、
ごうりてきはいりよ ていきょう
合理的配慮が提供されている

●障がいのある人が必要な
じょうほう うと はっしん
情報を受け取り、発信する
かんきょう せいび
環境が整備できている

●地域全体での防災・防犯に
たい とく
対する取り組みが進み、緊急
じ ひつよう はいりよ しえん
時に必要な配慮や支援を受け
ぼうはん ぼうはん ぼうはん
ことができる

ちいき とりくみ
地域の取組

ごうりてきはいりよ ていきょう つと
合理的配慮の提供に努
めましょう。
さいがい しえん ひつよう
災害時に支援が必要な
ひと はあく つと
人の把握に努めましょう。

おも しきく ほうしん
主な施策の方針

●公共施設等のバリアフリー化
か すいしん
やユニバーサルデザインを推進
します。
●地域住民の主体的な活動を支
えん こうりゅう きかい かくじゅう
援し交流する機会を拡充します。

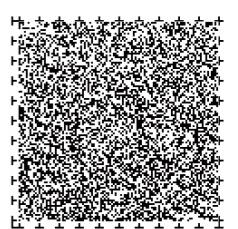
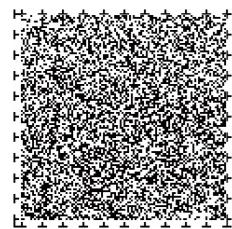
●多様な障がいの正しい知識の
けいはつ ふくしきょういく すいしん
啓発や福祉教育を推進します。
●人権に関する理解を深め、差
べつ ぎやくたい ぼうし すす
別や虐待の防止を進めます。

●情報のバリアフリー化や、障
じょうほう か しよう
がい特性に応じた意思疎通支援
じゅうじつ おう いし そつう しえん
を充実します。

●災害時に必要な支援と配慮を
じゅうじつ ぼうはん ぼうはん
充実するとともに、防犯対策に
はいりよ はいりよ
努めます。

じぎょうしょ ふくしかんれん とりくみ
事業所（福祉関連）の取組

ぎやくたいぼうし さべつかいしょ
虐待防止や差別解消法の
けんしゅう けいはつ
研修・啓発に努めます。
さいがいはっせいじ
災害発生時のマニュアル
さくせい おこな
作成を行います。



6

相談窓口

甲賀市内には様々な相談窓口があります。

困ったことや、不明なことがありましたら、お気軽にお尋ねください。



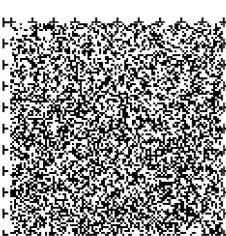
令和6年（2024年）3月現在

障がいのある人の福祉に関する相談

| | | |
|------------------------|------------------|--------------|
| ① 地域生活支援センター しろやま | 甲賀市水口町本町二丁目2番27号 | 0748-62-8181 |
| ② 相談支援センター ろーぶ | 甲賀市水口町本綾野1978番地7 | 0748-65-4641 |
| ③ しがらき地域生活支援センター「うろむろ」 | 甲賀市信楽町勅旨2392番地14 | 0748-83-1666 |
| ④ 甲賀地域ネット相談サポートセンター | 湖南市西峰町1-1 | 0748-75-6920 |
| ⑤ 支援センターこのゆびとまれ | 湖南市大池町10-1 | 0748-75-8949 |
| ⑥ 甲賀市障がい福祉課 | 甲賀市水口町水口6053番地 | 0748-69-2161 |

障がいのある人の就労等に関する相談

| | | |
|---|------------------|--------------|
| ⑤ 障がい者雇用・生活支援センター（甲賀） (甲賀地域働き・暮らし応援センター) | 甲賀市水口町暁3番44号 | 0748-63-5830 |
| ⑥ ハローワーク甲賀（甲賀公共職業安定所） | 甲賀市水口町本町三丁目1番16号 | 0748-62-0651 |



| 障がいのある人の虐待・差別に関する相談 | | | | |
|------------------------------|---------------------------------|--------------|----------------|--------------------|
| ⑦ 甲賀市障害者虐待防止センター | 甲賀市水口町水口6053番地 | 0748-69-2161 | かん そだん | ひと ぎやくたい さべつ |
| ⑧ NPO法人甲賀・湖南成年後見センター ぱんじー | 甲賀市甲南町野田810番地 (甲南地域市民センター3階) | 0748-86-6161 | ばんち | こうかしこうなんちょう のだ ぱんち |
| 一 滋賀県障害者権利擁護センター | 大津市京町四丁目1-1 | 077-521-1175 | おおしきょうまちよんちょうめ | けいがん じぎょうしょ |

※圏域ごとに地域アドボケーターが設置され相談に応じています（滋賀県のホームページをご覧ください）

| 障がいのある人のサービス等利用計画作成の事業所 | | | | |
|-------------------------|---------------------------------------|---------------|--------------------------|--------------------|
| ⑨ 地域生活支援センター しろやま | 甲賀市水口町本町二丁目2番27号 | 0748-62-8181 | こうかしみなくちようほんまちにちょうめ ぱんごう | ひと とうりよう けいかく さくせい |
| ⑩ 相談支援センター ろーぶ | 甲賀市水口町本綾野1978番地7 | 0748-65-4641 | こうかしみなくちようもどあやの ぱんち | じぎょうしょ |
| ⑪ 甲賀市社会福祉協議会 相談支援事業所 | 甲賀市水口町水口5609番地 | 0748-62-8085 | こうかしみなくちようみなくち ぱんち | せっち そうだん おう しがけん |
| ⑫ 相談支援事業所 けいあい | 甲賀市水口町牛飼431番地 | 0748-60-2383 | こうかしみなくちよううしかい ぱんち | らん |
| ⑬ 特定相談支援事業所 あゆあん | 甲賀市水口町名坂88番地 みなくち かい けんしん水口ビル3F | 0748-63-6064 | こうかしみなくちようなaska ぱんち | れいわ ねん ねん がつげんざい |
| ⑭ 相談支援事業所 つくしんば | 甲賀市甲南町寺庄672番地55 | 0748-70-2240 | こうかしうなんちようでらしょう ぱんち | すうかん |
| ⑮ 相談支援事業所 やまなみ | 甲賀市甲南町葛木木872番地 | 0748-86-0334 | こうかしうなんちようかづらき ぱんち | せいかつ |
| ⑯ 甲賀市児童相談支援事業所『ばとん』 | 甲賀市甲南町野田810番地 | 0748-69-5521 | こうかしうなんちようのだ ぱんち | ばあい |
| ⑰ しがらき地域生活支援センター「うろむろ」 | 甲賀市信楽町勅旨2392番地14 | 0748-83-1666 | こうかしうなんちよううしかい ぱんち | ごうりてき はいりよ ていきよう |
| ⑱ 相談支援事業所 はれるや | 甲賀市信楽町田代133番地 | 090-5125-2215 | こうかしうなんちようたしろ ぱんち | 7 |

7

合理的配慮の提供

「合理的配慮」の提供とは、障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。このバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応することです。（筆談、身振りなどのサイン、介助など）滋賀県では、お互いの個性を認め合い、共に輝く社会の実現のために、“合理的配慮の提供”が義務化されました。（「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」より）

